

認証取得者（登録者）及び製造工場がセクションB「質問票」に回答するためのガイド

工場調査票セクションBを、より正確に作成していただくためのガイダンスです。

製造工場はセクションBの全項目に対し回答いただき、初回工場調査計画前に JET 宛提出下さい。

初回工場調査の再実施や追加費用の発生、認証付与の遅れを回避するためにも、正確で完全な情報をご記入下さい。＜海外工場の仕込み時は全て英文で記載をお願い致します。＞

Ref. No. : JET で記載します。

B.1 : 製造工場の名称・所在地

名称は、「株式会社・・・、・・・工場」というように記載して下さい。

工場調査を行う製造工場の名称、住所及び製造工場への道順（最寄り駅、空港などを含む地図又は略図のコピーを添付）を記入して下さい。

B.2.1 : 製造工場の事務所の所在地

製造工場の事務所の住所が B.1 項の製造工場の住所と異なる場合には、その住所を記入して下さい。また、同じ場合には、“B.1 に同じ”と記入して下さい。

B.2.2 : 認証取得者（登録者）の名称・所在地

認証取得者（登録者）の名称が製造工場の名称と違う場合、例えば本社、親会社、輸入事業者等のような場合には、連絡の便宜を図るために郵便、電話番号等を正確に記入して下さい。また、同じ場合には、“B.1 に同じ”と記入して下さい。

（参考）工場調査に係る費用は、日本国内での工場調査にあつては、認証申込者（認証申込者が、後に認証取得者（登録者）になります。）に請求されます。

B.3 : 製造工場の連絡者及び副連絡者と認証に関する管理責任者

製造工場に在籍する連絡者及び副連絡者と、認証に関する管理責任者の氏名、所属部門、役職名を記入して下さい。

連絡者は、工場調査にご対応いただく方です。

この連絡者は、品質システム及び製品認証の要求事項についての知識を有しており、関連情報及び施設に十分アクセスできなければなりません。

連絡者が不在の場合に連絡者の代行ができる副連絡者を、必ず選任して下さい。

管理責任者は、認証製品に対して責任のある立場の人でなければなりません、その人が正連絡者を兼任することもできます。また、本社、親会社等、工場外（その国の範囲内を条件とします。）に在籍、または就業していても結構ですが、その場合には会社名、住所、電話及びファックス番号も記入して下さい。

B.4 : 製造工場のおおよその総従業員数

臨時の従業員を含めた総従業員数を記載して下さい。

B.5.1 : JET 認証マークの表記を希望する製品の製品カテゴリー、ブランド名及びモデル名等

JET 認証マークの取得を希望するすべての製品についての、モデル名とブランド名との関係を明確に記載します。必要に応じ別紙としてリストを作成して下さい。

B.5.2 : 適用される規格

認証のために適用される試験方法。電気用品調査委員会で定めた試験方法名を記載して下さい。

B.6.1 : 外部供給業者から購入する主要な部品・半組立品 (別紙可)

- 1) 原材料・部品を登録希望品毎にリストして下さい。
- 2) 主要品の材料、定格等の仕様、購入先 (供給業者) についてリストして下さい。

B.6.2 : 受入れ検査工程及び製造工程において実施される日常的試験/検査並びに、製品が適用規格に適合していることを確認するための最終検査/試験の詳細を示して下さい。(別紙可)

認証を希望するすべての製品が、該当規格への適合性を確実にするために適用されている品質システムが適切であることを説明できる、完全で正確な情報が必要です。

次の検査・試験工程ごとに検査・試験の範囲について実施順に詳述して下さい。

- A) 文書化された手順が作成されている場合には、それらの文書番号及び文書名、可能であれば改版情報も記述して下さい。
- B) 文書化された手順がない場合には、検査及び試験の方法、許容限度値 (合否判定基準) を記載して下さい。
 - 1) 受入検査及び試験
目視検査、試験、抜取手順、受入基準、又はその他の検証手段 (適合証明書等)、あるいは適用している場合にはその両方。
 - 2) 工程内検査及び試験
上記と同じ要領で記述して下さい。特に検査・試験は、製造工程において全数に対し行われるのか又は製造ラインから任意に抜き取って行われるのか、あるいはその両方を行っているのかも述べて下さい。
 - 3) 日常的試験 (最終製品 100 %検査)
(「附属書 1」の 2 項参照)
 - 4) 製品確認試験
(「附属書 1」の 3 項参照)
「附属書 1」3 項以外の試験も行う場合には、それらについても記載して下さい。

B.7 : 製造工場の品質システムは、評価され、かつ、認証されていますか?

詳細を示して下さい。

製造工場が ISO 9001 又は JIS の認証を受けている場合には、認証書のコピーを添付して下さい。

B.8：下記に関して、記載して下さい。（部品・材料登録制度（CMJ）では適用外。）

- ✓ JET 認証マークをどの工程で、どの様に、どこに表示するのか。
- ✓ JET 認証マークを使用した時期及び数量の管理方法。

例；「JET 認証マークは、出荷検査の後（添付の QC 工程図を参照）に、ラベルにより、機器の裏面製品の梱包袋に表示します。」というように、具体的に記述して下さい。

例；「JET 認証マークを使用した時期及び数量は、生産日報又は出荷検査記録で確認します。」というように、具体的に記述して下さい。

B.9：当社は、工場調査員が連絡担当者又は副連絡担当者と面会した後、通常の勤務時間間内において、最終製品の関連規格への適合性の検証に不可欠な、受入検査を含む、全ての製造工程の場所に立ち入ることに同意します。

上記の記載事項を検証し、B.3に申告された管理責任者の方が署名して下さい。

管理責任者署名：

日 付：

（B.3の管理責任者が検証した上で署名して下さい。）

附属書 1

製造工場における製品の試験、検査に関する要求事項

部品・材料登録制度の製造者は、登録部品・材料が該当する規格に適合していることを確認するために、次に示す方式により、適切な試験及び検査を実施しなければならない。

1. 部品、原材料等の受入検査

外部から供給されるものを含め、登録品の安全性に係わる材料及び部品は、当該製品を該当規格に適合させるために適当と認められる方法で検査されること。

2. 製造工程で行う検査及び試験

登録部品及び材料が、登録条件に従って製造されていることを確認するために製造中の適切な工程において製品の検査を実施すること。

3. 製品確認試験、検査

下記の場合、製造ラインから任意に抽出した製品について該当規格において定める試験方法又はこれと同等以上の方法により、登録時の製品と同一の設計に基づいて製造されていることを確認するために製品確認試験を行うこと。

①設計、製造方法又は製造設備を変更した場合

②製造部品、材料が該当規格に適合していることを確認するために必要な場合

以 上